

告示第19号

令和7年3月3日

鹿児島市交通事業管理者

交通局長 枝元 昌一郎

鹿児島市交通局自動車機器の定期点検整備及び臨時整備外注契約に係る制限付き一般競争入札について（公告）

鹿児島市交通局自動車機器の定期点検整備及び臨時整備外注契約に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり行うについて、本入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します。

記

1 入札に付する件名等

- (1) 業務名 鹿児島市交通局自動車機器の定期点検整備及び臨時整備外注
- (2) 納入場所 鹿児島市交通局指定場所
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 予定数量 ブレーキ倍力装置152個（予定数量は過去の実績等に基づき算定していることから、増減があるものとする。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7年度鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿において大分類「自動車修理」小分類「自動車修理」に指名競争入札参加資格を有する業種として登載のあること。
- (3) 鹿児島市内に主たる事務所、営業所等があること。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 本公告の日（以下「公告日」という。）以後において、鹿児島市交通局物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱（平成18年3月31日制定）に基づく指名停止を受け

ていないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 公告日以後において、鹿児島市交通局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 公告日までに納期の到来している市税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。

3 入札参加希望の申請方法等

- (1) 本業務の入札に参加を希望する者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を所定の期日までに持参のうえ交通事業管理者に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書を提出した者で入札参加資格があると認められた者でなければ、本入札に参加することはできない。
- (2) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書は、返却しない。

4 申請書の交付及び受付期間等

- (1) 申請書の交付及び受付期間
本公告の日から令和7年3月13日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 申請書の交付及び受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）
- (3) 申請書の交付場所及び受付場所
鹿児島市上荒田町37番20号
鹿児島市交通局経営課財務係
- (4) その他
申請書及び申請関係書類の様式は、鹿児島市交通局ホームページ（<https://www.kotsu-city-kagoshima.jp/>）において入手することができる。

5 入札参加資格の審査及び通知等

- (1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和7年3月17日（月）までに通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に交通事業管理者に対して、当該理由について説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、4の受付時間内に受付場所に書面を持参して行わなければならない。

(3) (2) の説明を求められたときは、令和7年3月21日（金）までに書面により回答する。

6 仕様書の交付

申請書の交付時に併せて交付する。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札の日時及び場所等

(1) 日時 令和7年3月25日（火）午後3時00分から

(2) 場所 鹿児島市交通局3階 第3会議室

(3) 入札参加者は、入札執行の際、事前に入札参加資格を有することの確認通知書の写しを契約担当職員に提示しなければならない。

9 入札方法

(1) 電報、郵送及びファクシミリによる入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、3回とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

(2) 契約保証金

落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の10分の1以上とする。ただし、鹿児島市契約規則第26条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

1 1 最低制限価格

設定しない。

1 2 開札の日時及び場所等

開札は、8に掲げる日時及び場所において行う。

1 3 入札の中止、延期

入札までにやむを得ない事由のため、当該案件の入札を延期又は中止することがある。

1 4 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者及び失格となった者は、当該契約に係るその後の再度の入札に参加することはできない。

(4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(6) 本入札は、令和7年3月31日までに鹿児島市議会において令和7年度予算が可決されなかった場合は、無効とする。

1 5 落札者の決定方法

有効な入札書を提出したもので、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みしたものを落札者とする。

1 6 問い合わせ先

〒890-0055 鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局経営課財務係

電話 099-257-2111 (内線) 256

FAX 099-258-6741